

江東区立第二砂町中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、等による「第二砂町中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり…生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダード」の活用及び徹底
- ・全国、東京都の学力調査結果を踏まえた授業改善推進プラン
- ・校内研修等を活用した指導力の向上

(2) 道徳教育の充実…「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・考え、議論する道徳の計画的な実施
- ・全教科、学校行事等を通じた自他を認め合う指導
- ・学級活動の計画的な指導
- ・部活動を通しての指導

(3) 体験活動の充実…他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- ・職場体験学習の実施
- ・「あいさつ運動」の実施
- ・地域清掃や地域行事でのボランティア活動への参加

(4) 学級経営の充実…学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・学級活動、総合的な学習の時間の際に、話し合い活動や意見発表会等を実施し、他者の尊重・自己有用感・自尊感情の育成を図る。
- ・講話などを通して生命尊重の精神を培い、人権意識を高める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

…全校生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・朝礼や学年集会等での講話による啓発
- ・「SNS 学校ルール」「SNS 家庭ルール」等を通じた規範意識の育成
- ・外部講師を招いたセーフティー教室の実施
- ・保護者会、学校公開、学校評議員会を通じた保護者、地域への啓発

- (6) いじめ防止に関する研修の実施・・・いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・年度当初、全教員で生徒理解に関する研修を実施し、情報交換を行う。
- ・週1回、生活指導部会で各学年からの情報交換を行う。
- ・校内研修でいじめ防止に関する研修会を年3回実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施・・・いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・年3回、生徒にアンケートを実施
- ・学校評価を通じた保護者、地域の方から情報・意見の収集
- ・教員による生徒理解の充実

- (2) 教育相談の実施・・・定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・年3回のアンケート実施時期に連動し教育相談機関を設定
- ・アンケートを活用するとともに、スクールカウンセラーと連携して教育相談を実施
- ・スクールカウンセラーによる1年生全員との教育相談

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡ノートの活用・・・連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・三者面談の実施
- ・スマイルライフ（連絡ノート）の活用
- ・学級日誌の活用

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）

② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）

③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。